

# パスポートのオンライン申請開始と申請手続きの変更について

## 2023年3月24日

- 令和5年（2023年）3月27日以降、パスポートの発給申請手続きの一部をオンライン化します。
- お手持ちのスマートフォンから、オンライン在留届（ORRネット）への登録情報を利用したオンライン申請を行っていただければ、申請のために在外公館に来訪する必要はございません。なお、パスポートを受け取るためには、引き続き在外公館へ来訪する必要があります。
- また、令和5年（2023年）3月27日以降、今般の法改正に伴い、以下の申請手続きが変更となりますので、ご注意ください。

### 1 戸籍謄本のご用意を！

新しくパスポートを申請する場合や、パスポートの記載事項に変更がある場合は、戸籍謄本をご用意ください。戸籍抄本では受付できません。【注意：有効期間内の切替更新の場合、戸籍謄本の提出は原則不要です】

### 2 査証欄が少なくなったらパスポートの申請を！

パスポートの査証欄を追加する増補制度が廃止になりましたので、余白がなくなった場合には新たなパスポートを申請してください。

### 3 6ヶ月以内に受け取りを！

新しいパスポートの発行手続き完了後6ヶ月以内にお受け取りがない場合、当該パスポートは失効します。6ヶ月以内に受け取られず失効した後、5年内に次のパスポートを申請する際には、通常より高い手数料が必要となります。（※令和5年3月27日以降に申請したパスポートが6ヶ月以内に受け取られず失効した場合に適用されます）

### 4 申請書の様式変更

令和5年（2023年）3月27日から、パスポート発給等のための申請書の様式が変更されます。同日以降、古い様式の申請書は使用できません。

詳細は、当館ホームページ（[https://www.curitiba.br.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/00\\_000104.html](https://www.curitiba.br.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000104.html)）をご参照ください。

（問い合わせ先）

在クリチバ日本国総領事館

－電話：41-3322-4919

－e-mail：[setorconsular@c1.mofa.go.jp](mailto:setorconsular@c1.mofa.go.jp)